

令和4年12月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和4年12月15日 開会

令和4年12月15日 閉会

国見町農業委員会

令和4年12月
国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 渋谷福重君 | 2番 | 赤坂正弘君 |
| 3番 | 佐藤武君 | 5番 | 佐久間久子君 |
| 6番 | 斎藤紀次君 | 7番 | 八島富一君 |
| 8番 | 佐藤浩信君 | 10番 | 井砂秀明君 |

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

| | |
|------------|-------|
| 藤田・山崎地区担当 | 秦正徳君 |
| 石母田地区担当 | 斎藤光弘君 |
| 内谷・鳥取地区担当 | 赤坂齋君 |
| 小坂・泉田地区担当 | 黒田武君 |
| 森山地区担当 | 佐藤正春君 |
| 徳江・塚野目地区担当 | 菊地信七君 |
| 徳江・塚野目地区担当 | 八巻信詞君 |
| 貝田・光明寺地区担当 | 吉田和男君 |
| 高城地区担当 | 高橋一博君 |
| 大木戸地区担当 | 松浦勝美君 |
| 西大枝・川内地区担当 | 松浦富夫君 |

1. 出席事務局員

| | |
|------------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 実沢隆之君 |
| 農業委員会事務局係長 | 野村康宏君 |

1. 議事日程

議 事 日 程

令和4年12月15日（木曜日）

午後2時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名
- 3 欠席者
- 4 会務報告
- 5 議事
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見について
- 6 その他
(1) 次回以降の総会日程について

午後2時30分開会

- 事務局 皆さん、すみません、改めまして研修会、お疲れさまでした。
早速12月定例総会をただいまより開会いたします。

1 会長挨拶

- 事務局 会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長（渋谷福重君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】
- 事務局 ありがとうございました。
- では、本日、進行につきましては、渋谷会長にお願いしたいと思います。
- 渋谷会長、よろしく申し上げます。

2 議事録署名人指名

○会長（渋谷福重君） 議事録署名人をこちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） それでは、2番、赤坂正弘委員、6番、斎藤紀次委員にお願いいたします。

3 欠席者

○会長（渋谷福重君） 続きます、欠席者の報告ですが、今総会において欠席者はありません。

4 会務報告

○会長（渋谷福重君） 続きます、会務報告に移ります。

事務局、お願いいたします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（3件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、何か質疑ございませんか。

〔「いい、ちょっと」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 8番、佐藤委員。

○8番（佐藤浩信君） 最後の人なんだけれども、この住所というのは、3枚目のものは田ん

ぼだよね。

○事務局 新割の田んぼです。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第1号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

では、受付番号46番の案件について、現地調査の結果を西大枝・川内地区担当、松浦富夫推進委員より説明をお願いいたします。

○西大枝・川内地区担当推進委員（松浦富夫君） 12月2日に、事務局と現地確認しました。これとって問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） では、受付番号4番の案件について、現地調査の結果を小坂・泉田地区担当、黒田武推進委員より説明をお願いいたします。

○小坂・泉田地区担当推進委員（黒田 武君） 12月12日に、現地調査をしてみました。事務局の説明どおりではあるんですが、発電システムの会社に売っ払って、というのは、この前の案件のときは、1反歩当たり30万円ぐらいで農地を取引しているような感じだったんですが、ここではなんか80万円ぐらいと記載されていますし、自分で太陽光を作るんじゃなくて、その会社に売っちゃって、その会社があとは自由に使うというような形なんだと思います。

本人の家の前に建つただけでも、本人のものじゃなくても、本人は了承しているわけですが、私の家なんかにも、3回ほど太陽光発電に適切な土地があなたのところにありますと、売ってくださいみたいな文書が来ているんですね。そういうのに対しても、虫食いの農業委員会で許可したら、こっちにもあると言っていいものかどうかというのは、私は農業やっているもんで迷うところでありました。

だから、そのまま売って、土地の売買とか何かに関しては何も問題はないと思いますが、そういうふうな業者が入って土地を食って、太陽光を造っていくというのが、これからあちこちでポッと出てきたら、今度どういうふうに町として対応するのか、それをそのままよしとするのかというのは、ちょっと農業委員会としてどうするのかというのは、やはり考えといたほうがいいのかかなんては感じましたが、以上、ちょっと余計な話でしたが、報告いたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入りますので、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

8番、佐藤委員。

○8番（佐藤浩信君） 今の黒田委員の話の続きなんですけれども、結局うちなんかにも来ているのは、30万円に対して、「では、売ってくれる」「もしもあれだったら、謝礼30万円プラスで出しますよ」みたいな、そういう話で結構売買の話は来るんですよ。

ちょっと調べてみたら、どういうことかということ、買い取って売電のあれをします。何年間

か使うと、今度それを中国人に転売しちゃうんです。結局富裕層が、ああいう不安定な国なので、日本の不動産を登記して持ちたいという、中国の名義になっちゃうと。今度その後に、二本松市の例なんかだと、壊れて駄目になったところに今度産廃持ち込まれたとか。

そういう例が結構あって、最近だと、この前フォーラムじゃないけれども、「太陽光パネルから農地を守れ」なんていう映画を作っているくらいの話であって、実際には桑折町あたりまで撮影しているくらいなんで、この辺の話も大分載っているみたいなんですよ。

実は、まだ大きい声では言えないんですけども、徳江のほうでそんなバカ騒ぎをやろうとしたマルチ何とかなんていうところがもう出てきちゃいまして、まだこっちには出てきていないんですけども、今地区でやっているんですけども、もっと大きな問題になって、これから来年度来ると思いますから。

この太陽光パネルに関しては、もっときちっと調べないと、ましてやこの開発業者ですけども、法人番号入っていないので調べようがないんですよ。11桁くらいの法人番号入れてもらってあると、ネットで法務局にアクセスかけて調べることができるわけなんですけれども、状況とか何かを。それが全然見られないので、ならば、太陽光パネルのときは、業者の法人番号記載してもらえるような、そんなものを作ってもらいたいと。

○事務局 はい。

○8番（佐藤浩信君） 会社調べないでやるから、ログさんみたいなことも起きるわけだから。

そういうことです。よろしくお願いします。

○事務局 はい。

○会長（渋谷福重君） ほかに。

事務局。

○事務局 今の佐藤浩信委員の案件でございますけれども、確かに11月に福島地方連合会の意見交換がございまして、私と会長と職務代理者で出席したんですけども、福島市とか伊達市においても、桑折町もそうなんですけれども、最近太陽光発電の業者がやはり、こういう申請がかなり多いというところで話があってございました。

この件については、最終的に県のほうで許可になるので、ちょっと県とも、今後その辺の制度の確認体制について協議していきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○8番（佐藤浩信君） いいですか。

○会長（渋谷福重君） はい。

○8番（佐藤浩信君） やる前に、着工する前に、地区で反対運動ができるように、よろしく

お願いします。

○事務局 はい。

○会長（渋谷福重君） そういうわけで、なかなか反対というか、許可を下ろさないわけにいかないんだけど、黒田推進委員も言ったように、浩信委員も言ったように、何かそういうことをちょっとやっとなないと、歯止めがつかなくなってしまうというふうな感じもしますね。

今、8番委員が言ったように、ニセコの話じゃないけれども、ここの話、ニセコだってリゾートでどんどん買いに来たのは、日本人が買ったけれども、裏には中国人なんだから。だから、そういうところで考えていたら、やはり県と協議してもらって、福島の農業委員会会長もそういうふうにしろとか。

ほかに質疑ございませんか。

○8番（佐藤浩信君） ついでに、ついででいいですか。

○会長（渋谷福重君） はい。

○8番（佐藤浩信君） 今、抜け道のように、農地をそのまま使って、下で柿の木を作るとか、ブドウを作るなんていう、だから、農地を転用しなくてもそのままできるんですというようなことで、高さを3メートルとか、何かの上に設置して、下に作物できるから、農地をそのまま使って構わないなんてみたいなの、そういう太陽光パネルの設置の仕方もしているの。

○事務局 営農型発電といいますけれども、はい。

○8番（佐藤浩信君） 結局、これは最初の話というのは、例えばハウスなんかで使う補助電力がどうのこうのという話のものを拡大解釈しちゃっているのね。結局、施設で使うための補助電力に使うためのパネルのものを全面にやって、パネルつけて、下にこんな細い柿の木を植えたり、ブドウを植えたり、あと何だっけな、栗野の漬物屋さんから保原に向かっていく道路のところをやっているよね。去年は麦かなんか作ったのかな、下にあれ。試験みたいに。大体うまくいくわけないよね。

〔「駄目ですね」と呼ぶ者あり〕

○8番（佐藤浩信君） うん。そういうものも入ってきているんで、もう徹底的にチェックかけないと駄目だよな。

以上です。

○会長（渋谷福重君） 6番、斎藤委員。

○6番（斎藤紀次君） これは近隣の土地所有者の同意とか、そういったものというのは、どういう形で確認する、要らないのか、もしくは何らかの形で確認をしているのか、その辺をち

よつと教えてください。

○事務局 当然やる前には、通常業者のほうで同意を得てやれば問題はないんですけども、国においても、実は平成30年頃に設置したところでちょっと説明がなかったという、実際太陽光発電のところではいろいろ水田、電線に太陽光発電により設置した電線にいっぱいズメがとまって、そこから稲にいろいろ突つかれるということで、そういった事前に苦情が出てきた案件もございます。それもきっちり業者のほうには、回りの方にもきちんと説明して承諾を得るということなので、こういったサイドとしては業者に対しては指導を行っている状況でございます。

○6番（斎藤紀次君） それは、だから、そういうふうにやってくださいねだけの話。実際に確認する、しない、同意やるとか、やらないとかという書類のことが分かるような形のものを取っていないということ。

○事務局 そうですね。

○6番（斎藤紀次君） 一応は、そういう指導、近隣の了解をちゃんと得てくださいよという指導はしますというわけですね。

○事務局 そうです。今後、国見町でもそういった話が今年になって出てきたものですから、ちょっと県のほうにその不備について再度を詳しく確認して、そういうことがないように、後でトラブルとかなないようにしていきたいと思います。

○6番（斎藤紀次君） だから、太陽光発電とか、風力発電なんかでも、近隣の影響というのは無視できない影響があるんだけど、そういった近隣の同意なり、なかなか完全に同意しないと駄目だとかなんか言えないとは思うんだけど、やはりその辺の当然太陽光発電の影響、何らかの影響があるわけだから、あれば回りに対するいい影響でない影響がね。なので、想定されるので、その辺の、だから、進め方というのが、そのように国のガイドライン的なもの示されているのかどうかね。

○事務局 確認して進めていきたいと思います。

○会長（渋谷福重君） 高橋さん、どうぞ。

○高城地区担当推進委員（高橋一博君） 太陽光発電に対しては、貝田でもあったと思うんですが、あのときはやはり回りの人の同意をするということで、ある程度回りの人の条件とかなんかも飲んでもらった経緯はあると思うので、それは話合いでできることだと思うんです。

そしてそれと同じように、今回買取りが80万円という金額なんですけれども、貝田の場合は3か所だったんですけども、4号線に近い条件のいいところは買取りで、あと奥に入ったと

ころはたしか賃貸だったんですよ。

ということは、買って地目変換しちゃうと、農業委員会の許可要らなく転売とか何か自由にできるようになってしまうので、それが一番怖いと思うんですよ。農地の隣接したところに、太陽光発電造ります、許可しました、農地から離れます。そうすると、そこ何年かたったら、太陽光発電をやめて、宅地とか何かに売られるというのが、今度逆に回りの農地の人、宅地ができる宅地に消毒かかったんだかんだ、そういうこま問題も出てくるので、そういうところは、先までちょっと読んで許可するあれが必要じゃないかなという感じはします。

貝田のときもやはりそれ1回言ったような気はするんですが、長い目で見た許可の仕方というのをちょっと、規制かけられるような何かあれば探してもらいたいと思います。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 今の高橋委員から出たとおり、事務局のほうでもちょっと乱立の太陽光発電、いろいろなところに設置していますので、それを果たして業者のほうでずっとそこに、今こういう情勢がありますけれども、状況が変わって太陽光発電の需要がなくなったときにも、その土地ももう使わないでそのままにしておくというふうな状況も当然考えたので、そこはちょっと検討も加えて、その辺確約とか何かを将来を見越して、それを業者のほうに確認して、対応していきたいというふうに考えてやっているところでございます。

○会長（渋谷福重君） 6番、斎藤委員。

○6番（斎藤紀次君） だから、太陽光云々の問題というのは、全国的に当然いろいろな問題になっていると思うし、そうすると、それに対する規制というか、条例でいろいろな制限を加えているところというのは、結構あるはずなんだよね。国見町として、これは当然農地だけの問題じゃないので、町として、各関係機関でその辺の取扱いについてもんでもらって、条例化が必要なら条例をつくるような形でやっていかないと、間に合わなくなっちゃう、これからね。と思います。

○事務局 斎藤委員おっしゃったようなそれについては、そこも県、また近隣の市町村との情報連携を密にして、あと今事務局内でその対応について、大きな問題ですので、景観とかに関わります問題もありますので、所管と関係部局で条例を含めてちょっと協議をもんでいきたいと思います。

○会長（渋谷福重君） 7番、八島委員。

○7番（八島富一君） この議案の直接の議題とはちょっとかけ離れているかもしれないけれども、関連といえば、今回のロングだか、ロングハウス、何だっけ。

〔「ログホールディングス」と呼ぶ者あり〕

○7番（八島富一君） ごめんなさい、ログホールディングスの回りの農地、もしくは環境に対して同意書とか、例えばね、ああいう被害が出て、同意書とか取らないでやっていたんだか何だか、それ完全にアスファルト舗装するとか、そういうのが出てなくて、それで被害が出ているわけだから、そういう被害が出てきたということは、やはり今みんなが言ったように、何らかの条例か何かでそういうようなのが出ないように、出た場合の処置というか、そういうものに対する処置の仕方をお考えおかないと。

○事務局 はい。

○7番（八島富一君） だから、現実的にあそこは回りの同意は得てあるの。

○事務局 あの……

○7番（八島富一君） 一時保管のときは回りもやったけれども、今回のあれを造るに当たっては、同意取っているの。

○事務局 業者のほうで同意は、やる前に説明会も開いていないですし、同意を取っていないと思います。

なので、今八島委員からおっしゃった、今の件について住民防災係のほうでも、今、環境のほうでやっていますので、そこは当然そういった条例関係も含めて同意ありの、そこを関係課と協議して進めていきたいと思います。

○7番（八島富一君） はい、ありがとうございました。どうもすみません。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農用地利用集積計画の決定（個人による貸借の申出が17件、農地中間管理機構の転貸の案件1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

○5番（佐久間久子君） いいですか、確認です。

○会長（渋谷福重君） はい。

○5番（佐久間久子君） 12番の菊地丈広さんなんですけれども、再設定はいいんですけれども、現在の住所というのは森山じゃないんでしょうかね。

○5番（佐久間久子君） 違うの、いいの、駄目。

○8番（佐藤浩信君） 仮住まいなんだよ。

○5番（佐久間久子君） 仮住まいだって、森山は森山でしょう。

○事務局 現住所は、塚野目になっています。

○5番（佐久間久子君） 塚野目になっているの。

○事務局 はい。

○5番（佐久間久子君） あそこは仮住まい。

○8番（佐藤浩信君） いいですか、震災による仮住まいです。

以上です。

○5番（佐久間久子君） 仮住まいなの。分かりました。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号の議事参与に該当しない案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号の議事参与に該当しない案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号の受付番号1番の案件についてを審議します。

8番、佐藤浩信委員は退席をお願いいたします。

[8 番 佐藤浩信委員退室]

○会長（渋谷福重君） それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定（個人による貸借の申出が 1 件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 3 号の受付番号 1 番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号の受付番号 1 番の案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

8 番、佐藤浩信委員の退席を解きます。

[8 番 佐藤浩信委員入室]

議案第 5 号 令和 4 年度農地等利用最適化推進施策の改善の意見について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第 4 号 令和 5 年度農地等利用最適化推進施策の改善の意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第 5 号 令和 4 年度農地等利用最適化推進施策の改善の意見について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ありませんか。

8 番、佐藤委員。

○8 番（佐藤浩信君） 6 番さ、核になるのは J A だけじゃないと思うんだよね。

○事務局 参考の団体といった、そういう個人、団体ということで出させていただいて、現にそういった話もあるので参考として載せていただいたので、8番委員言うとおりに、JAだけじゃありませんので、広く個人、団体等に対してという趣旨でお願いしたいと思います。

○会長（渋谷福重君） ほかに質疑ございませんか。
ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） ないようですので、質疑なしと認めます。
お諮りいたします。

議案第4号について、意見書案のとおり意見書を町長へ提出することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。
よって、議案第4号については、意見書案のとおり意見書を町長へ提出することとします。
議事については、これで終了とします。
次に、その他に移ります。

6 その他

（1）次回以降の総会日程について

○会長（渋谷福重君） それでは、（1）の次回以降の総会日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 【次回以降の総会日程について】

○会長（渋谷福重君） ただいま15日ということで意見がありました。
ほかにございませんか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 15日でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） では、2月は15日と決定していただきます。
時間はいつものとおりでよろしいですか、1時半頃で。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 時間も、いつものように1時半ということにさせていただきます。

ほかに事務局のほうから何かありましたらお願いいたします。

○事務局 ないです。

○会長（渋谷福重君） では最後に、出席の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○会長（渋谷福重君） 何もないようですので、この総会を閉じます。

どうもありがとうございました。

午後3時38分閉会